

大山町タクシー助成制度のご案内

町では、一般の交通機関を利用することが困難な高齢者及び障害者の方が自分で買い物や講演会・研修会等に出かけることや病院に通っていただくことによつて、住み慣れた地域社会で自立した生活が送れるよう支援するため、タクシー助成制度を実施しています。

▼この事業を利用できる方

町内にお住まいで、一般の交通機関の利用が困難な方で、次の各号のいずれかに該当する方です。

①高齢者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯構成であると認められる世帯に属し、かつ次のいずれかに該当する方

ア 65歳以上の方

イ 60歳以上の方で、下肢が不自由な方

②障害者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯構成であると認められる世帯に属し、かつ次のいずれかに該当する方

ア 身体障害者手帳をお持ちの方で、手帳の総合等級が1級又は2級（下肢機能障害3級又は4級を含む。）である方

イ 療育手帳をお持ちの方

ウ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

③その他、町長が特に必要と認めた方

▼利用できない場合

ア 町外の健康保険適用外の医療機関（整体・カイロプラティックなど）に通うために利用する場合。

イ 鳥取県中部・西部以外の地域に出かける場合

▼利用できるタクシー会社

○有限会社 中山タクシー（電話0858-58-2035）

○有限会社 日興タクシー（電話0859-54-2101）

〃 大山口営業所（電話0859-53-3310）

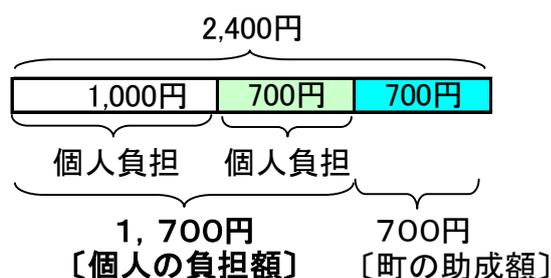
▼助成の内容

町内の目的地または町外の医療機関へタクシーを利用する場合、利用者の居宅から目的地までのタクシー乗車料金の1,000円を超過する金額に対して2分の1が助成されます。（料金が1,000円以下の場合助成なし）

週1回までの利用が可能です。

※片道のみ利用の場合も1回にカウントします。

〈例〉タクシー代金が2,400円の場合
町の助成金 = 1,400円 × 1/2 = 700円



▼利用の申し込みの方法

制度の利用を希望される方は、「大山町タクシー助成制度利用者登録申請書」に記入のうえ、下記の窓口で申請手続きをしてください。

▼利用について

大山町タクシー助成制度利用者として利用が決定されると、「大山町タクシー助成制度利用者登録証」が発行されます。

タクシーを利用されるときは、直接、指定されたタクシー会社に連絡し、この登録証を乗車時（最初）に提示してください。

利用代金は、個人負担金額をその都度現金でタクシー会社にお支払ください。

乗車の確認として、乗車記録簿への印鑑の押印をしていただきますので、利用の際には「登録証」と「印鑑（認め印可）」をご持参ください。

利用者登録された方が一緒に乗車されたときは、どなたか代表の方が代金をお支払ください。

▼届出義務

利用者は、次に掲げる事由が生じたときは、大山町タクシー助成制度利用者登録事項異動届を申請窓口に提出してください。

- ①事業を受ける必要がなくなったとき
- ②住所を変更したとき
- ③その他、登録申込書の記載事項に変更が生じたとき

▼その他

外出支援サービスとの併用はできません。

【申請窓口】 大山町福祉介護課（電話0859-54-5207）
または各支所総合窓口課